

## 岡山大学教育学部附属特別支援学校PTA会則

- 第1条 この会は、岡山大学教育学部附属特別支援学校（以下「本校」という。）PTAという。
- 第2条 この会は、事務所を本校に置く。
- 第3条 この会は、家庭と協力して、児童生徒の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 児童生徒の福利、厚生及び進路指導等に関すること。
  - 2 教育条件の整備、充実に関すること。
  - 3 会員の研修、親睦等に関すること。
  - 4 その他この会の目的を達成するために必要と認められること。
- 第5条 この会は、本校児童生徒の保護者及び本校の職員をもって組織する。
- 第6条 この会に次の役員を置く。
- 1 会長1 副会長3 監査2 評議員若干名 会計1 書記3
  - 2 役員任期は、1年とする。ただし、再任することができる。
  - 3 補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条 役員任期は、次のとおりである
- 1 会長は、会務を総括し、会議を招集する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
  - 3 監査は、経理を監査する。
  - 4 評議員は評議員会を構成し、会長の諮問に応じて会務を審議する。
  - 5 会計、書記は、この会の会計その他の事務に従事する。
- 第8条 役員は次によって選出する。
- 1 会長、副会長及び監査は、総会において選出する。副会長のうち1人は、本校副校長とする。
  - 2 評議員は、本校の各学級に所属する児童生徒の保護者及び職員から若干名を選出する。
  - 3 会計、書記は、会長が委嘱する。
- 第9条 この会に顧問を置き、そのうち1人は本校の校長とし、その他については評議員会の議を経て会長が委嘱する。
- 第10条 この会の会議は次のとおりとし、会長が招集する。
- 1 総会は、年1回開催するが、必要に応じて臨時に招集することができる。総会は、会則の改正及び予算・決算を承認するとともに、この会の重要事項を議決する。
  - 2 評議員会は、必要に応じて、随時、招集する。緊急を要するときは、評議員会の議決をもって総会の議決にかえることができる。ただし、次の総会で承認されないときは、その後は無効とする。
- 第11条 この会の経費は、会費及び寄付金をもってあてる。会費は会員1人につき月額500円とする。
- 第12条 この会の会計年度は、毎月4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第13条 この会の事業実施及びこの会の運営にあたって必要な事項は、別に細則で定める。

### 附則

- 1 この会則は、昭和40年4月1日から実施する。
- 2 この会則は、昭和44年5月2日に改正し、昭和44年4月1日から適用する。
- 3 この会則は、昭和45年5月9日に改正し、昭和45年4月1日から適用する。
- 4 この会則は、昭和47年5月4日に改正し、昭和47年4月1日から適用する。
- 5 この会則は、平成7年5月11日に改正し、平成7年4月1日から適用する。
- 6 この会則は、平成19年5月10日に改正し、平成19年4月1日から適用する。